

市民文教常任委員会会議記録（概要）

令和5年3月2日（木）

開 会（午前10時25分）

○議案第31号「所沢市斎場条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】な し

【質 疑】な し

【意 見】な し

【採 決】

議案第31号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第32号「所沢市印鑑条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

浅野委員

マイナンバーカードから印鑑登録証明書の交付を行うことができるということだが、個人番号カードには情報が入っていないと思うが、市役所で印鑑証明書を受け取るまでの間に、パスワードを入力した際に接続されるシステムがあるのか。仕組みを伺いたい。

阿部市民課主

幹

仕組みについてですが、統合端末を通じてマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の暗証番号を入力していただきます。それをもって、本人であることを確認させていただきます。併せまして、写真でも確認を取らせていただきます。これにより本人であることが確認できますので、申請を受け付けることとなります。

浅野委員

それは市役所に直接つながるのか、それとも間に何か挟まるのか。

阿部市民課主

幹

仕組みや業者についてですが、事業者というよりも国の仕組みですので地方公共団体情報システム機構のほうでマイナンバーカードの管理をしておりますけれども、そちらのほうで本人確認をできるものを使って4桁の暗証番号をもって本人であることを確認しておりますので、所沢市のシステムというわけではございません。そちらを使って本人確認を

行うだけでして、それをもって印鑑登録証明書をお出しできる方であると判断しますので、他のシステムは絡んでいるものではございません。

浅野委員

情報が守られているというのは国の機構が入っているので分かるが、その機構に市から情報を渡すのか。その機構が所沢市民の印鑑証明書を管理しているということか。

阿部市民課主  
幹

あくまで本人を確認するという点において使うものです。それを介して印鑑登録に関するシステムにつながるというものではありませんので、相互のシステムのやりとりをしているものではございません。

浅野委員

紙の場合は印鑑登録証を出して申請書に記入して職員に提出しているが、マイナンバーカードで本人であることを機構が認識した場合には、今までの印鑑登録証は必要なく、証明書を発行してもらえるということなのか。

阿部市民課主  
幹

窓口では、従来であれば印鑑登録証を持参した方の住所、氏名、生年月日、性別を申請書に記載していただくことで、何も書いていないカードでも誰の持ち物であることが分かったので、それをもって委任状として本人以外の申請であっても情報を伝えることで委任しているとみなしているのですが、マイナンバーについては本人が本人として申請してい

るということを確認するためのものですので、同じように本人確認だけを行いまして、印鑑登録のシステムから証明書を交付するという流れになっていますので、全てが自動でできるシステムということはありません。ですので、情報が漏れるということはありません。

浅野委員

マイナンバーカードを職員に渡して、国の機構に問い合わせる際に職員が本人から暗証番号を聞くということか。

阿部市民課主

カードリーダーライターにマイナンバーカードを置き、その際に本人に暗証番号を入力していただくこととなりますので、職員がカードをお預かりするものではございません。

幹

浅野委員

カードリーダーライターに本人であることを確認できたことが表示されるということか。

阿部市民課主

マイナンバーカードには写真が表示されているので、それを使って確認をします。それに併せまして、暗証番号4桁を入力していただくことで本人ということを確認としております。

幹

荻野委員

マイナンバーカードと印鑑登録証の一体化の可能性はあるのか。

細田市民課長 印鑑登録証につきましては廃止せず、窓口でも登録証で証明書が取れるような形を残す予定です。

荻野委員 印鑑登録証の場合は、本人から委任された方でも交付を受けられるということだったが、代理で申請される方の割合を伺いたい。

細田市民課長 手元に資料がないため、お答えできません。

荻野委員 今後、マイナンバーカードを窓口本人が持参した場合は交付できるということだが、委任された方が委任した方のマイナンバーカードを持参して、暗証番号まで入力できるといった場合でも証明書の発行はしないということか。

細田市民課長 暗証番号については個人が持つものですので、代理人では取得できません。

荻野委員 印鑑登録証でもマイナンバーカードでも、証明書が取得できるということだが、新たに印鑑登録をされる方が他者に申請を委任することはないので、印鑑登録証の交付を受けないという選択も可能なのか伺いたい。

細田市民課長 印鑑登録証についてはお持ちいただくような形で申請していただきま

す。

荻野委員

窓口では専用の用紙が必要になるが、コンビニは専用の用紙ではないと思う。今後、窓口でマイナンバーカードを使用して証明書の交付を受ける場合はどちらになるのか。

細田市民課長

申請書につきましては、お書きいただきまして本人の確認ということで印鑑登録証を使うのか、マイナンバーカードを使うのかという形で受付をします。

荻野委員

実際に印鑑証明書を申請する場合は、専用の用紙を使用していると思うが、コンビニの場合は専用の用紙ではないので、窓口でマイナンバーカードを使用して交付を受ける場合の印鑑証明書の申請用紙はどちらになるのか。

細田市民課長

窓口においては改ざん防止用紙で交付しております。

植竹委員

これまでの条例に対して（１）個人番号カード（２）移動端末設備が加わるという内容になっているが、移動端末設備はどのようなものなのか。先ほどの説明にあったカードライターのようなものなのか。

阿部市民課主  
幹

二通りございまして、マイナンバーカードであれば暗証番号4桁を入力していただきますが、スマートフォンに格納されるマイナンバーカードの搭載部分につきましては正確な使い方が発表されておりませんが、おおむね考えられるものとしてはアプリのような状態になって搭載することができ、そちらのほうで同じように暗証番号を入力して使うということが想定されますが、正式発表前ですのでご案内できません。

植竹委員

暗証番号を入力するというものは窓口に設置していくということで、スマートフォンやアプリについては、実際に国からの明確な指示があった後に機能するということか。

阿部市民課主  
幹

まずはコンビニでの交付において、マイナンバーカードで申請できるようになっていますが、それについては国のほうで5月上旬をもってスマートフォンに搭載できるものを使えるようにしたいというふうに予定しておりますので、コンビニ交付につきましては今回の条例改正で対応できるようにしています。一方で、窓口で印鑑登録証を使用して発行するものに加えて、マイナンバーカードもできるようにしますが、それを今度は一足飛びにスマートフォンで行うかということについては、現在想定しておりませんでした。まずはマイナンバーカードも使えるようにするというところまで、窓口のほうにおいては対応することになっております。

植竹委員 国のシステムとは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構  
というものなのか伺いたい。

阿部市民課主 地方公共団体情報システム機構とは国の組織の名称です。そちらでシ  
幹 ステムを持ってしまして、コンビニ交付についても行っていますが、そ  
ちらにおいてスマートフォンに搭載したものでもできるように変更する  
ということでしたので、そのことについて今回加えたものになります。

植竹委員 発行に当たって個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録され  
たものに限り、それを添えて申請するとあるが、個人番号カード利用者  
証明用電子証明書とは何か。

阿部市民課主 マイナンバーカードには4種類の証明書がございまして、その中で主  
幹 に使う2つのうち、e-TAX等のように文書を改ざんされないためのもの  
のと、4桁の利用者が本人であることを証明するためのものがございま  
して、それをもって本人の確認をするための暗証番号となっております。  
暗証番号が証明書を使える本人であることを確認するための暗証番号で  
す。

矢作委員長 この際、委員として質疑したいので、副委員長と交代します。

天野副委員長

それでは、委員長の職務を行います。

矢作委員

市民課において、マイナンバーカードで発行できるものがあるのか確認したい。

阿部市民課主  
幹

マイナンバーカードを使用して発行するものということですが、マイナンバーカードは本人の確認書類として使用できますが、発行できるものは特にございません。

矢作委員

マイナンバーカードは様々な運用が検討されているが、市民課としてこの先検討されているものはあるか伺いたい。

細田市民課長

現在のところではマイナンバーカードを活用するものはございません。

天野副委員長

それでは、委員長と交代します。

**【質疑終結】**

**【意見】**

矢作委員長                      この際、委員として意見を申し上げたいので、副委員長と交代します。

天野副委員長                    それでは、委員長の職務を行います。

矢作委員                         日本共産党所沢市議団を代表して、議案第32号に反対の立場から意見を申し上げます。所沢市印鑑条例の一部を改正し、マイナンバーカードによる印鑑登録証の発行を可能とするものです。マイナンバーカードの運用の拡大が進められていますが、そもそもマイナンバーカードに対して反対の立場ですので、条例改正には反対します。

入沢委員                         自由民主党・無所属の会を代表し、賛成の立場から意見を申し上げます。議案第32号につきましては、マイナンバーカードを使用する際は暗証番号の入力により本人確認を行い、なりすましで使用されないように防止策も取られており、セキュリティもしっかりとしていることから賛成とさせていただきます。

**【意見終結】**

天野副委員長                    それでは、所沢市議会会議規則第116条「委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の

表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。」とする規定により、私が委員長に代わりまして、委員長の職務を行います。

**【採 決】**

議案第32号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

天野副委員長

それでは委員長と交代します。

休 憩 （午前10時52分）

※説明員交代

再 開 （午前10時53分）

○議案第23号「所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第23号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと  
決する。

休 憩（午前10時54分）

（休憩中に協議会を開催）

再 開（午前11時6分）

○請願第2号「所沢市における不登校児童生徒に対して多様な学習機会及び安全な居場所確保と経済的支援制度の確立を求める請願」

天野副委員長

請願第2号の審査において、参考人として榊原泉氏及び佐藤陽咲子氏、渡邊保恵氏の出席を求め、意見を伺いたい。

矢作委員長

ただ今、天野委員から参考人として榊原泉氏及び佐藤陽咲子氏、渡邊保恵氏の出席を求め、意見を伺いたいとの動議が提出されました。

お諮りいたします。請願第2号「所沢市における不登校児童生徒に対して多様な学習機会及び安全な居場所確保と経済的支援制度の確立を求める請願」については、地方自治法第109条第5項の規定に基づき、参考人として榊原泉氏及び佐藤陽咲子氏、渡邊保恵氏の出席を求め、意見を伺いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

また、請願第2号の審査に当たり、関係所管部に対する質疑を行うため、説明員として、こども未来部青少年課に出席要求を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

なお、このことについては、議長及び健康福祉常任委員長に報告を行うとともに、正副委員長連絡協議会において、他の所管部を説明員とし

て出席要求した旨を報告することといたします。

本日は請願第2号の審査を保留し、来る3月10日に引き続き審査を行います。

散 会 （午前11時10分）